

5-②個人情報の不適切な管理（クラウド上での不適切な管理等）

事例

A教諭は、他の教員が作成した資料が公開しても差し支えない資料だと思い込み、クラウドに転送したことで、生徒のタブレット端末からも閲覧できる状態となり、一部の生徒が閲覧することになった。A教諭は、この資料に生徒の成績の情報が含まれていることを確認していなかった。資料には、パスワードはかけられていなかった。

【A教諭の考え】

成績の情報が含まれているとは思わないで、パスワードをかけずに転送してしまった。

USBメモリ等に一時保存するよりも、クラウド上にデータを保存することは、セキュリティ上安全だと思っていた。



【考えてみましょう】

○この事案が発生した要因には、どのようなことが考えられますか。

○個人情報の取扱いに関する市町や学校の規程の内容を理解していますか。

○この事案を未然に防ぐために、管理職をはじめ、組織としてどのような対応が必要であったと思いますか。

○個人情報の適切な取扱いのために、あなたはどのようなことを心掛けていこうと思いますか。

【個人情報の適切な取扱いに向けたチェックシート】

個人情報の取扱いに関する規程の内容を、理解しているか。	
児童生徒の個人情報を紛失または盗難に遭った教職員は、被害者ではなく加害者になる可能性が大きいことを理解しているか。	
やむを得ず個人情報を校外に持ち出す場合は、規程に基づいて、取扱を徹底しているか。	
個人情報を持ち出して校外で仕事をしなければならない状況を生み出さないように、業務の精選・改善に努めているか。	
個人情報が記載された印刷物を廃棄するときは、シュレッダーで裁断したり溶解処分したりするなど、確実に外部に漏洩しないような措置をしているか。	
電子メールの送信の前に、送信先のメールアドレスや添付ファイル等の内容を確実に確認しているか。	

【その他の事例】

B教諭の誤った操作により、大学入学共通テストの自己採点結果に基づく志望大学の合格可能性判定について、生徒1人分の情報を30人のクラス全員と各保護者が閲覧できる状態にあった。

遠隔授業や生徒・保護者との連絡に使う「学校教育支援ツール」で、B教諭が誤って、生徒1人分の情報を他の生徒などが閲覧できる状態で掲示した。当該生徒以外の生徒から連絡があり、約5分後に公開を停止したが、生徒4人が既に閲覧した後だった。

C教諭は、個人のスマートフォンで、宅配業者をかたるSMSを受信した。ちょうど自宅に荷物が配達される予定だったため、疑うことなくIDやパスワードを入力して返信した。ところが、その後、C教諭が私的に契約しているクラウドストレージのアカウントがロックされたため、宅配業者を装って情報を詐取されて乗っ取り被害に遭った（スミッシング）ことに気付いた。

クラウド上には、児童の個人写真が氏名付きで保存されていたが、この被害により、第三者によって閲覧可能な状態になってしまった。

D大学では、関係者だけが共有すべき試験問題や個人情報を、2年半にわたって全ての学生と教職員が閲覧できる状況になっていた。

学内で閲覧可能となっていたのは、担当者のみが共有すべき情報で、会議資料や大学院の入試問題のほか、901人分の氏名や成績情報などの個人情報があつた。

資料や個人情報は、大学内で利用しているクラウドシステムに保存されているもので、情報共有者を限定する設定やパスワードの設定は行っていなかった。

※参考

【栃木県教職員懲戒処分の基準】

1 一般服務関係

(9) 秘密漏えい

ア 職務上知ることのできた秘密を故意に漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた教職員は、**免職**又は**停職**とする。この場合において、自己の不正な利益を図る目的で秘密を漏らした教職員は、**免職**とする。

イ 具体的に命令され、又は注意喚起された情報セキュリティ対策を怠ったことにより、職務上の秘密が漏れいし、公務の運営に重大な支障を生じさせた教職員は、**停職**、**減給**又は**戒告**とする。

2 公の財産取扱い関係

(2) 紛失

公金等を紛失した教職員は、**戒告**とする。

(3) 盗難

重大な過失により公金等の盗難に遭った教職員は、**戒告**とする。

【主な関連法規】

地方公務員法

(法令等及び上司の職務上の命令に従う義務)

第三十二条 職員は、その職務を遂行するに当たつて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の期間の定める規程に従い、且つ、上司の職務命令に忠実に従わなければならない。

(信用失墜行為の禁止)

第三十三条 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(秘密を守る義務)

第三十四条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

個人情報保護法

(安全管理措置)

第六十六条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(従事者の義務)

第六十七条 個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第二項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する

派遣労働者をいう。以下この章及び第一百七十一条において同じ。) 若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(漏えい等の報告等)

第六十八条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。